

竹原市民生都市建設委員会

令和3年6月18日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第40号 広島中央環境衛生組合理約の変更について
- 2 議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第43号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第44号 災害被害者に対する市民税等の減免措置に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第45号 竹原市火入れに関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第46号 竹原市手数料条例等の一部を改正する条例案

(その他)

- 1 新型コロナウイルスワクチン一般接種について
- 2 閉会中の継続審査の申出について

(令和3年6月18日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
宮 原 忠 行	出 席
堀 越 賢 二	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
大 川 弘 雄
今 田 佳 男
松 本 進
高 重 洋 介
井 上 美 津 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
建 設 部 長	梶 村 隆 穂
市 民 課 長	内 山 修
税 務 課 長	井 上 光 由
社 会 福 祉 課 長	住 田 昭 徳
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀
建 設 課 長	松 岡 俊 宏

午前9時53分 開会

委員長（竹橋和彦君） おはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第2回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様方には、大変お忙しい中、当委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日は、令和3年第2回の定例会へ提案をさせていただいております議案第40号、議案第41号、そして議案第43号から議案第46号につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第40号広島中央環境衛生組合規約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 市民課長の内山でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第40号、議案第46号の御説明をさせていただきます。

まず、議案第40号でございますが、広島中央環境衛生組合の規約の変更についてでございます。

お手元の議案書の48ページを御覧ください。

現在、広島中央環境衛生組合では新施設広島中央エコパークが試験運転の段階に入っており、完成まで最終段階に入っております。広島中央環境衛生組合は、今後新施設に併設されます新事務所に移転となります。したがって、規約にあります組合所在地が変更となります。現在の事務所は、東広島市西条町上三永10766番地1でございますが、今後は東広島市西条町上三永10759番地2に移転してまいります。なお、組合規約の所在地の変更につきましては、地方自治法第290条の議決案件となっております。

議案第40号の説明は以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第46号竹原市手数料条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） それでは、議案第46号竹原市手数料条例等の一部を改正する条例案でございます。

このたびの改正は、国が現在推進しておりますデジタル庁発足に関連する法令条項が改正となるため、それらと関連する竹原市の3つの条例を改正するものでございます。

改正は、今回3点でございます。

まずは、議案参考資料の61ページを御覧ください。

1点目は、竹原市手数料条例を改正し、個人番号カード（マイナンバーカード）の再交

付に関わる手数料800円を廃止いたします。しかしながら、今後は地方公共団体業務システム機構が法令を整備し、竹原市が事務委託を受けて800円を徴収する予定でございますので、今回の改正は800円徴収をする根拠法令の変更でございます。徴収自体は継続をさせていただく予定でございます。

2点目でございますが、次のページの62ページを御覧ください。議案参考資料の62ページを御覧ください。

情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に今般変更される予定に伴い、情報提供等の記録訂正を実施した場合における通知先を総務大臣から内閣総理大臣に変更するものでございます。また、竹原市個人情報保護条例第27条の中に国の番号法から引用している箇所があり、国の番号法が改正されるため、今般総務大臣を内閣総理大臣に、また同じく番号法に1号追加があったため、1号繰り下がりまして第19条7号を8号に変更するものでございます。

そして、最後3点目でございますが、議案参考資料の63ページを御覧ください。

竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の中に国の番号法から引用している箇所がありまして、国の番号法に1号が追加となります。第19条10号が第19条の11号に変わるため、市の条例も同様に変更するものでございます。

私のほうから以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第43号竹原市税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、税務課から市税条例等の改正案の上程になります。

議案書の55ページと議案参考資料の45ページをお開きください。

議案第43号竹原市税条例の一部を改正する条例案につきましては、本日配付しております議案等補足説明資料で説明をさせていただきます。

1の改正の要旨につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人住民税における扶養控除の国外居住親族の取扱いの見直し及びセルフメディケーション税制の延

長など必要な規定を整備するものであります。

具体的な改正内容につきましては、2の(1)住民税につきましては、ア、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しに関する改正について、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しない者を除外するものであります。下の見直しイメージにあるように改正前は16歳以上の者全てが該当しておりましたが、改正後は原則30歳から69歳までは非該当となります。ただし、留学生、障害者及び38万円以上の送金を受けている者は今までどおり対象となります。

次に、イのセルフメディケーション税制の延長につきましては、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替えを進める観点から、令和9年度まで5年間延長するものであります。

次に、(2)固定資産税につきましては、ア、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設するものであります。認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき、取得した一定の雨水貯留浸透設備に係る固定資産税の課税標準を3分の1とする特例措置を創設いたします。

次に、イの新型コロナウイルス感染症の影響を受けた新規設備投資に係る固定資産税の特例の延長につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産等に係る固定資産税の課税標準を固定資産税が課されることとなった年度から3年度分0とする特例措置を2年間延長するものであります。

3の施行期日につきましては、2、(1)、アの国外居住親族の取扱いの見直しについては令和6年1月1日から、イのセルフメディケーション税制につきましては令和4年1月1日から、2、(2)、アにつきましては特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から、イにつきましては産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日、いずれかの遅い日からそれぞれの施行期日になります。

議案第43号につきましては以上になります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 自分で調べればいいのだが、少し根気がなくなっているから教えて。参考資料のほうでセルフメディケーション税制よね、これが1点。それから、（2）の固定資産税関係の改正で雨水貯留浸透施設整備計画に基づき取得した一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置、これが竹原市に関係することがあるのかどうかということについてもお尋ねしたいと思います。それから、イの……。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員、そこまででちょっと。

委員（宮原忠行君） 一くくりだからいいでしょう。3項目よ。

委員長（竹橋和彦君） 分かりました。

委員（宮原忠行君） そして、イの生産性革命の実現に向けた償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置よね、これも竹原市において該当する企業があるのかどうかについて教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） まず、1点目でございますが、セルフメディケーション税制につきまして、これにつきましては平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族にかかる一定のスイッチOTC医薬、スイッチOTC医薬と申しますのは、医療用からスイッチされて、転換されて薬局等で購入することができる医薬品になります。これにつきましては、成分のほうが規定されておりまして88種類の現在成分が含まれたもので医療用から転用された医薬品ということになります。そういったものの購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2,000円を超えるときはその超える部分の金額、ただし上限がございますが8万8,000円という上限になります、についてのその年分の総所得金額等から控除するというふうな内容になっております。

次に、雨水の関係で雨水貯留浸透施設についての御質問でございます。

本市における該当でございますが、これにつきましては本市には該当はございません。

次に、生産性革命の関係でございます。

これが2年間延長されるということでございますが、これにつきましては本市19件、今まで2年間におきまして19件の該当がございました。特例の額なのですが、税額にいたしまして547万6,000円が特例の対象になっているということでございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） セルフメディケーションよね、今まで竹原市でこれ控除受けた人がいるのか分かる範囲でいいから教えてください。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） セルフメディケーションを受けられた方はおられますけど、人数につきましては、申し訳ありません、ちょっと把握はしていないということでございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） よろしいですか。

委員（宮原忠行君） はい。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第44号災害被害者に対する市民税等の減免措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、議案書の59ページと議案参考資料の51ページをお開きください。

議案第44号災害被害者に対する市民税等の減免措置に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、これも議案等補足説明資料の裏面2ページになります。そちらのほうで説明させていただきます。

改正の要旨につきましては、農業災害補償法が農業保険法に改正されたことに伴う規定の整備及び申請書の押印を省略することに伴う様式の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、議案参考資料の52ページを御覧ください。

第3条第3項中、農業災害補償法を農業保険法に改めること。

次に、議案参考資料の53ページと54ページになります。

別記1号様式及び別記2号様式中、㊦を削ること。その他規定の整理をするものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

議案第44号につきましては以上であります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと教えてほしいのだけど、この適用を受けるような事例というのは竹原市においてあるの。ないことはないわね。この前の災害のときでどのぐらいあったのかね。分かりますか。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 適用についてなのですが、前回3年前の災害のときにもこれは適用はございませんでした。しばらくの間は適用がなかったという状況でございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） それでは、かなりの規模でないとなかなか該当しないのではないのかね。そうでもないのですか。例えば認定農業者でも、かなりの規模のところでないとなかなか出てこないのではないのか。どうですかね。分からないのなら分からないでいいよ。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 要は、今回の改正におきまして農業災害補償法のほうを、これを新たに農業保険法ということに変わりますので、やはり今までにおきましてもこの災害補償法のほうに該当しているとか保険を掛けているというふうな状況のところの該当になりますので、やはりあまり該当がなかったという状況であると認識しております。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 基本的に恐らく、畜産関係で例えばこの前の災害に遭って流出するとか、例えばかなりの規模で営農されている認定農業者よね。認定農業者の場合なんかだったら、私は該当するところあるだろうと思うのよ。その認定農業者が全て該当するのかわるか、今認定農業者が二十何人いるのか四十何人いるのかちょっとそこ分からないけど。やっぱり国からひな形が下りてきてそれをすぐ流すのではなくて、どこからどういう質問が出るかわからないから、やっぱり竹原の現実に合わせて説明ができるような努力はしてほしいと思う。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 答弁いいですか。

委員（宮原忠行君） いいです。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございますか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 中身は分かりました。これはちょっと議案第45号とも重なる部分があるのですが、改正の内容のところの1番で押印を廃止するということがあります。議案第45号のほうには、元号表記を削除というのがプラスになってて、こちらの議案第44号のほうにはそれが明記されていないのですが、53ページの改正前、改正後を見ると元号がなくなっているのですよね。それは、特に議案第45号には書いててこっちに書いていないのはなぜなのかなという疑問がありまして、これを書かなくてはいけないのであれば追記しないといけないのではないのかなと思いました。それについていかがでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 確かに別の押印の改正につきまして平成の元号についてのことを気にしているということですが、この条例のほうにつきましてはその他の規定の整理というところでの上程というふうに考えております。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 元号というものの取扱いについて、その他で取り扱うものなのかなということに関しては非常に疑問に思いますが、元号の表記をなくすことがその他としての扱いでいいという考えでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 元号がその他でいいということではなしに、やはりその他の別の条例、そちらのほうで元号というふうに入れてありましたので、やはり元号削除というふうな文言は入れているべきであったというふうに考えます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） このそのもの内容については、押印の廃止ということなので、それについては何もありませんけれども、私としたらその元号の表記をなくす理由というのが分からないので、それをなくすということであればなかなか賛成というか、そのもの自

体がどうなのかなというふうな思いが強くなります。何か元号を削除する理由はどこにありますか。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） やはり元号、平成から令和に変わったということもございます。ただ、西暦ということも当然その年に対してはあるという考え方もございますので、それを元号削除することによって西暦でも記入ができるというふうなもの、そういった自由度があるというふうに考えております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） そうですね。2021、西暦で書くこと、いろんな場所で増えていきますけれども、元号を削除する、それが理由にはならないので、令和と記入しているものへ令和3年というふうに記入すればいいだけのことなので、別に外国でもありませんし、その辺の自由度は特に求める必要は私はないと思います。課長のその答弁からちょっと超えたところでもありますので、この件については非常に私としては疑問に思うところがありました。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今の元号表記につきましては、市内、いわゆる公用文というか市のほうから発出するものについては基本的に元号を記載し、必要に応じて西暦も併記するという形を取っていると思います。ただし、こういった今の様式を定めているものにつきましては、市民の皆さんあるいは県民の皆さんが申請者として記載をいただくという観点から、あくまでもその元号を強制するというのではなくって、元号で書いても結構ですし、西暦で書きたいという形であれば西暦で出していただいてもいいということで、その自由度はそれぞれの申請者の方の思いによって記載をいただくという形で、行政側とすれば当然元号を記載したもので、例えばその後の許可書であるとかですね、何かあればそういったものについては当然元号を使っているということで御理解いただければと思います。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（山元経穂君） 委員長、先にいいですか。

委員長（竹橋和彦君） いいですか、山元委員。

委員（山元経穂君） 委員長におかれまして整理をお願いしたいのですが、この元号に関しては次の議案第45号の話で出てきてまして、今この議案第44号の議論と合わせて議論されているのは分かりますけど、もうあくまで元号の問題が主体の質疑になっているので、議案第45号で議論していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） そうですね。私も、もう課長、答弁のほうは求めませんでしたので、その件についてはまた議案第45号のほうでも。ただ、思いとしては、ここは日本にありますので、ずっと続いているこの元号というものの取扱いについて、これは慎重にするべきだと私個人的には考えます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 副市長が答弁した後で質問するのがどうかという気もしないことはないのだけど、結局押印廃止と西暦の関係はセットではないのかね、デジタル庁の関係で。だから、副市長は現場を知っているかどうか知らないが、ワクチンの予約も西暦よ、行政が送ってきた分は。だから、それはもう元号だ何だかんだでいっていると、例えばまだ明治の人が生きてる人がいるのかどうか分からないけど、大正、昭和、平成、令和だろ。コンピューターが整理つかないのよ。だから、そうしたことも併せてデジタル庁をつくって、行政もデジタル化を進めるということにおいて押印廃止とこの元号というのが、私はセットで政府において進められているというふうに理解しているのだけど、この私の理解について、副市長どう思われますか。

委員長（竹橋和彦君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 押印といわゆるIT、デジタル化という部分につきましては、全てが同一というか、当然市民の皆さんの利便性を向上というか、必ず印を押さなければならないという観点からいけば、本人確認が必ず実印を押すようなイメージの、本当に本人でないといけない、確認をしなきゃいけないという部分で押印を求めるという観点があると思います。それと併せて、今もおっしゃられたようなデジタル化ということが進んできて、いわゆるデータとして処理をするという観点で押印をそこは要らないものは省いていってデジタルで処理ができる形を取っていくと、その両面があると思います。デジタル化はデジタル化で片方では進んでいる中で、今おっしゃられたように確かに西暦という

か、年号の問題につきましては確かに全てに対応して、明治から令和まで全てが対応した形で処理ができにくいというか、それをすることによっても経費が非常にかかるということがありますので、そういった意味ではそういうデジタル化が主に西暦を使わせていただくというところにつながっているということは否めないというふうに思います。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと例が適切かどうか分からないけど、例えば医者へかかるときに受診カードというかあるわね。当然個人情報というのが登録されるよね。全部西暦よ。だから最初、自分のを昭和で覚えているから自分の生まれた年はどうだったかなと思ってちょっと計算をするようなところがあって、そして日本人だからどうのこうのということではなくて、ある意味で言えばデジタルといたら、デジタル化進めるということはグローバルスタンダードでやっていくということよね。そうした意味で個人の思いとか思想とかそうしたものを越えたところでやはりそうしたものはグローバルスタンダードというか、世界の情報化の時代に適応していくために、やっぱり行政もまた変化をしていかなければならないということも事実だろう思うのよね。答弁はいいです。私はそういうふうに思います。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参りたいと思います。

議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） 社会福祉課でございます。私のほうからは議案第41号となります。

それでは、議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書の51ページ、議案参考資料の41ページとなります。

議案参考資料のほうで説明をさせていただきますので、議案参考資料の41ページのほうをお開きいただければと思います。

本案は、竹原市社会福祉法人等指導監査専門委員の報酬の額を改定するものでございま

す。改正内容につきましては、竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬の額を月額2万800円から月額2万700円に改めるというものでございます。

ここからちょっと口頭説明になりますけれども、改正の理由につきましては、このたび広島県における報酬額が引き下げられたことに伴いまして、本市における報酬額を同額という形にて改定をさせていただくものでございます。広島県の報酬額と同額とする必要性でございますが、この法人指導監査業務そのものにつきましては従来都道府県で実施していた業務でございます。平成25年4月から法人指導監督権限の一部が市町に法定移譲され、それを受けて市町で実施することになったものでございます。その際、平成25年度より各市町で報酬額そのものを定める必要性が生じたものでございますが、業務内容そのものがそれまで実施をしておりました県の指導監督専門員と同じ内容であるということから、広島県が示しました報酬額に各市町が合わせるといったことが過去経緯がございます。こうしたことにより本市におきましては、報酬額につきましては県の報酬水準に合わせていくということが妥当という考え方を持っており、今般県におきまして見直しをされた報酬額に本市の報酬額を合わせるという内容でございます。県におきましては、県総務課が去年の人事院勧告を受けまして毎年4月1日付でその年の報酬額を定めていとお聞きしております。具体的には、健康福祉局地域福祉課のほうから4月28日の日付をもって報酬額を改定したとの情報を受けての改定となっております。

施行期日は公布の日、なお実際の運用につきましては令和3年度法人監査の実施時期となります令和3年9月以降からの適用となるものでございます。

根拠法令につきましては、地方自治法第203条の2となります。

議案第41号の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

福祉部は退席いただいて結構です。

議案第45号竹原市火入れに関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

担当者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。

建設部建設課の案件は、議案第45号竹原市火入れに関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

議案書につきましては61ページ、議案参考資料につきましては55ページとなっております。

それでは、議案参考資料により御説明をさせていただきます。

本案は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため申請者の押印を廃止するとともに、所要の規定を整備するものであります。

主な改正の内容につきましては、火入れ許可申請書に求めていた押印を廃止するとともに、火入れ許可申請書及び火入れ許可書の元号表記を削除するものであり、その他必要な規定について整備を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日としております。

根拠法令につきましては、森林法第21条となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと教えてほしいのだけど、押印については分かるのだけど、許可申請及び許可書の元号表記を削除すると、こうなっているのよね。例えば一般的に考えると、こうした場合、特に国においてデジタル庁よね。というのは、なんでデジタル化が問題になったかといえば、在宅のテレワークとか、あるいは給付金の支給が遅れるとかいろんなことがあったのよね。そして、そうした中でいえばコロナの中で改めて脚光を浴びた我が国における行政上あるいは社会経済上の問題点について、デジタル庁をつくって対応していくというような形でなったのよね。そして、押印廃止についてはテレビなんかでしょっちゅうやっていたから分かるのだけど、そして一般的に言ったら、こうした場合、国のほうからこういうふうに条例改正をされたらどうですかというような、その通知みたいなものが来るのよ、一般的に言えばよ。これについて来ているかどうか知らないのだが、そこら辺についてそうした国のほうからひな形の提示等があったのかどうかということについて教えてほしいのだが。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） そういった細かい通知といいますか、今回の押印廃止につきましては今の新型コロナウイルス感染症への対応というものが求められている中で、内閣府が国の法令等に根拠がある手続とかそれに準じて押印を求めてきたそういった手続について押印の見直しを強力に推進した結果、民間から行政への手続の99.4%において廃止または廃止の方向となったというところで、それに合わせて今のその地方公共団体においてもそういった申請書でありますとかそういったところの押印の見直しをするということで、こちらのほうも総務省のほうから押印見直しマニュアル、そういったものも作成し、その辺を各市町とかそういった地方公共団体のほうに通知として来たものを踏まえて、条例においてその押印のほうは廃止しているという状況でございます。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 私の質問がまずかったのかも分からないが、元号表記を削除するのよね。これについて、そうすると竹原市独自の、もちろん副市長も市長も決裁しているのだから、なぜ元号表記を削除するということがされたのか、そここのところの明確な考え方というのをお尋ねしたいです。

委員長（竹橋和彦君） 課長，大丈夫。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） その元号の表記の部分につきましては、特に国のほうからそういった通知といいますか、そういったものは来ていないというふうに確認をしております。その申請書等にその元号の表記、今のこの改正でいけば昭和という、そういった形で申請書にあったのですが、今のいろんなこれからの時代のニーズといいますか、そういうことに合わせてその辺が今後表記する上で、書く上で申請者にとっても長い目で見れば書きやすいといいますか、そういったことで今回そういったところを削除させていただいているところでございます。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 例えばこの火入れに関するものがデータベースとして、例えば中央省庁に上がって、それが活用されるとか何とかかんとかというのなら理解できるのよ。わざわざ、例えばその西暦でも元号でも両方がいけるというのならまだ分かる。それを殊さらに元号の表記を削除すると、こうなるとやはりこのグローバル化の中で一つはナショナリズムの問題も出てくるのよ、ナショナリズムの問題も。ナショナリズムの問題というの

はどういうことかということ、日本の伝統とか文化とかあるいは慣習とかそうしたことを含めて、そうしたところにアイデンティティーを求めようとする人々も出てきている。言え、非常に微妙な政治的問題、思想的問題をはらむような問題に対して、あまりにも処理がうかつ過ぎるのではないかということ、私が言いたいのは。この前のところで相当議論になって、ここで議論をしましょうということになっているのよ。あまりにも、もっと言えば担当係長が誰か知らないが、自分の好みによってこうしたものがなされるとすれば、行政の客観性とか公平性、公正性が失われるのではないかということよ。これについて担当課長どう思いますか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 自分の好みとかなんとかということ、この今の元号の部分について修正というか、廃止をしたというわけではないです。あくまでも申請者の側に立ったときの申請のしやすさとかそういったところを踏まえて、今回こういった形での申請書に変えさせていただいているというところでございます。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 最後にするけれども、これ引き続くかも分からないよ。恐らく住民サービスとかなんとかということは、具体的に多分こういう書類で西暦にしてくださいという声が強いのなら分かるが、私はまだ一般的には市民の行動様式というかそうしたものから見れば、やっぱり元号の使用のほうが多いのではないかと思うのです。そして、特定の例えばいやいやもうそうしたもの乗り越えて西洋歴が人類共通の暦として私はそっちを支持するのだという人は、意識的な人は西暦を使う人は多いだろ。しかし、一般的に言うたら、やっぱり元号が多いと思うのです。そうすると逆に言えば、恐らくはこの申請に訪れる多くの人が元号でしょうと思ったときに、西暦でしたときにどうかねという話です。なんでいけないのかとって窓口での混乱も見られるのではないかという気もするのよ。そうなってくると、副市長は分かると思うが、県なんかでこうした場合、どう言うかといったら、熟度が足りないと言うのよね。まだまだ行政内部におけるある意味で言えば、1課といえども元号から西暦へ移るわけだから、全庁的な課題なのです。恐らくは今の課長の答弁で、これは元号から西暦へ移行するときに窓口の混乱はあるかも分からないが、しかしそれ以上に市民のメリットが大きいからこれは少々反対があってもこれは賛成しようという気になるかといったら、なかなかかなりがたい思うのよ。これで、答弁はいいです。次の委員の方も質問、質疑があろうと思うからそちらに譲るとして、私はそうい

うふうな疑念をもってまだ熟度が足りないということで私の考えは伝えておきたいと思います。

委員長（竹橋和彦君） ほかに。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 宮原委員よりおおよその質疑も出ました。私も先ほどの議案第44号のほうと同じなのですけれども、特にやはり住民側から出される、副市長の先ほど説明がありました住民からの提出というか出す書類ということで、そこら辺はある程度理解ができます。けれども、わざわざ元号表記を削除する必要というものは、私は特にないのかなというふうに思います。多分今までも元号が違う印刷物においては、そこを横線引いて令和と書き直すなり平成と書き直したりして使用していたと思いますので、そこをここに表記をされているこの改正の内容の2番のところですが、議案第44号はその他規定の整理のという文言の中に含めるということだったのですけれども、議案第44号、議案第45号、この元号表記を削除するということは削除して、押印の廃止というものは時代の流れとして十分理解はできますので、この元号を削除するというものがそもそも今回それをしなくてはいけない理由というのが説明をいただいた部分である程度は理解できるところもあるのですけれども、ここにこう記入して削除をする理由が納得できないところがありますが、これをできれば修正をしてこの部分を削除してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 1点ほど。

ここの議案参考資料のいわゆる改正の内容（1）から（3）までありまして、ここの最初に御質問のあったところにつきましては通常こういう変更内容を表記をさせていただくときに、大変申し訳ございませんが、大体こうやって3つぐらいの項目で整理をさせていただいているというのが実情のようでございます。その中で、確かにおっしゃられるように片方は元号のことを書いて、片方は、議案第44号のほうは書いていないということはおっしゃいましたけれども、その部分はいわゆる農業災害補償法の法律の改正というのがそこにもう一つあったということで、大変申し訳ございませんが、いわゆる押印の印のところの廃止と併せて申請の元号のところという部分を一緒にその他規定の整理という、元号のところについてはそういう形で、大変申し訳ないのですが、整理をさせていただいたということで御理解をいただければと思います。あと、今回の医薬品条例のほうにつき

ましては、先ほど申し上げたような申請という関係の第1号様式の関係とこちらからお出しする許可書のほうの第2号様式もあるわけではございますが、公用文に関する規定等の中で当然我々は元号を表記をするということを原則とし、先ほど申し上げたように必要に応じて西暦というのも併記をしたりとかという形での対応をさせていただいております。ですので、その対応をするということで御理解をいただければと思います。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 様式に令和と書いてあるものを斜線引いて2021とか記入されても、別に全く受け付けないよといったようなものでも今までなかったと思いますので、私はわざわざ元号表記を削除する必要は全くないというふうに考えます。

この火入れに関する条例、この全てを否定するものではありませんけれども、この中身としてうたっているということはその条例案の改正するところの一部分だというふうにも思いますので、その部分については、この議案の内容については修正をする必要があるというふうに私は思います。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） もう一遍だけ言わせて。

要は、副市長、参考資料よね。参考資料の（2）を副市長の責任と権限において削除すればいいのよ。条例はつつかないでいいから、条例案は。参考資料ね。その参考資料の（2）の元号表記を削除するを、これを抹消すればいい。どうですか。

委員長（竹橋和彦君） 副市長、いかがでしょう。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 参考資料ということなのでというお話をいただいたのですが、そういうことでここを修正させていただくということで御理解いただけるのであれば、私はそうさせていただくのはやぶさかではないと思っております。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） それでは、そういうことで。私は全体にも関わるし、反対しようかと思っていたのよ。副市長の今の答弁を踏まえて、どちらにしても今の押印廃止のところを否定するということにはできないから、そして条例の中にはない話だからね。そういったことで私は賛成に回らせていただきます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） それで、先ほどあるようにそもそもその様式において元号は削除されないという認識でいいのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今の議案参考資料の修正につきまして、ちょっと時間をいただいてもよろしいですか。

委員長（竹橋和彦君） 暫時休憩。

午前10時50分 休憩

午前11時06分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

先ほどの議案について副市長より答弁を求めます。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 先ほど宮原委員さんのほうから御提案もございましたような議案参考資料55ページの2の改正内容（2）につきましては、この部分を一応参考資料の上では削除させていただくということで（1）と（3）は（2）のイメージになるということで、実質的にはやはり各市民の方等が申請をいただく場合に元号を書き添えていただいても、元号で西暦と一緒に表記されても、あるいは個人の思いで西暦を表記されても、いずれでも市としては当然正当なものとして受付をさせていただくということで整理をさせていただきたいと思っておりますし、市のほうからいわゆる市民の皆さんに例えば通知をすとかこちらのほうの許可をすとかというようなときには、当然先ほど申し上げたように公用文を出す場合に基本的には元号を書くということで対応していますし、必要に応じて西暦も表記するという形で対応させていただいておりますので、こちらについては市のほうとして出す文書については基本的には元号を表記すると。ただ、委員先ほどおっしゃられたように、今回のワクチン接種のように場合によってパソコンであったりデジタル的な処理をする場合において、どうしても西暦でお願いをするというようなことも当然あると思っておりますし、市のほうもそれを使わざるを得ないということもあるかも分かりませんが、そこはできる限りは先ほど申し上げたような公用文にのっとっての元号を使用すると。ただ、デジタル的な処理のときに西暦を使うということもあるということで御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、それではここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退室いただいて結構です。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、付託議案について委員間討議を始めます。

これまでの質疑、答弁で十分な審査ができたでしょうか。追加させる資料等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） では、質疑がないようですので、以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

議案第40号広島中央環境衛生組合格約の変更について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号災害被害者に対する市民税等の減免措置に関する条例の一部を改正する条例案について討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号竹原市火入れに関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号竹原市手数料条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告するとともに、また本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他事項に移ります。

説明員の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

市民福祉部長より発言の申出がありますので、これを許可します。

市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） それでは、失礼いたします。

先ほど来の委員会に続きまして、またこういった会議を設けていただきまして本当にありがとうございます。

今回は、私どものほうから新型コロナウイルスのワクチンにつきまして状況等を報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

新型コロナウイルスワクチン一般接種について説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 新型コロナウイルスワクチン一般接種について御報告いたします。

まず、1の本市の接種状況でございます。

高齢者の欄を御覧ください。

予約済みの方が9,010人で高齢者全体の85%を超えております。6月15日現在で、1回目の接種済みの方は7,102人で高齢者全体の67.6%、2回目の接種済みの方は3,344人で全体の31.9%となっております。NHKの特設サイトによりますと、広島県の高齢者の接種割合が1回目が35.8%、2回目が8.2%となっており、本市においては医療機関の協力により、これまでのところ比較的早期に接種ができていると考えております。現在、高齢者施設の従事者や基礎疾患のある方など、64歳以下の方の接種が始まっております。今後、本格的に一般接種は開始されますので、企業等に平日接種できる環境整備をお願いするとともに、接種体制を強化することも必要になると考えております。そのため、現在日曜日の集団接種を開始する準備を進めているところで

ございます。

次に、2の接種券の発行でございますが、高齢者施設の従事者や基礎疾患を有する方のうち、重い精神疾患や知的障害がある方には6月9日に接種券を発送しております。基礎疾患を有する方、こちらは自己申告の方でございますが、その他の64歳から12歳の方については6月22日に発送を予定しております。なお、12歳の方には年齢到達後に毎月発送することとしております。

次に、3の予約受付でございますが、(1)の予約日時及び方法については別添のチラシを御覧ください。こちらについては先日あらかじめお知らせしておりましたので、説明のほうは省略させていただきます。(2)の予約サポートにつきましては、高齢者の方にインターネット予約の代理予約を行っていましたが、重い精神疾患や知的障害者である方にも保健センター及び忠海支所の窓口で予約サポートを行っております。

次に、4のキャンセル待ち登録者の公募でございます。

7月以降をこども園、保育所等の職員が優先予約対象となり、現在予定している市役所職員のみがキャンセル待ち対象者となることから、体調不良等で新型コロナワクチン接種のキャンセルが生じた場合に貴重なワクチンを無駄にせず有効活用できるように市民からキャンセル待ち登録者を募集いたします。募集の方法は、市のホームページから申請を受け付けることとしております。

報告は以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと聞いてみたいのだけど、このコロナで宿泊、飲食の方なんか大変なのよね。そして、また東京なんかもまん延防止に移ってもやっぱり飲食なんかは酒は制限受け、あれは駄目なのよね、どうなるか分からないけど。そうするとやっぱりなかなか把握が難しいのかも分からないが、商工会議所等と連携取って飲食関係の方へ、特に接客を伴うところよね、こういったところへ、例えば補充枠というか、優先的に割り当てるといようなことはできないものかね。ぜひとも検討してもらって、そうしないと非常に厳しいわの。例えば一人で子育てしている人もいるかも知れない。なので、どうしてもやっぱりそこら辺の子供を守るということも含めて、ぜひともそこを検討していただきたいと思いますが、この点についていかがですか。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 現在、できるだけ早く接種が完了できるように取り組んでおります。商工会議所のほうとも連携を取らせていただいて、商工ですかね、会報なんかのお知らせなんかも検討しております。これからキャンセル待ちを公募いたしますので、委員が御提言いただいたことなどについても検討してまいりたいと思います。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 商工会議所もだけど、例えば飲食組合とかその他そういったところ等連携が取りやすい団体があるよね。そうしたところもフルに当たっていただいて、安心して私達も飲みに行けるというか、交流ができるような機会が一日も早く実現できるようにぜひとも頑張っていたきたいと思います。これは要望なので、もう答弁はいいですから。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、説明員は退席いただいて結構です。

次に参ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他委員の皆様におかれて継続審査、調査について御意見なり御要望なりございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時25分 閉会